

下妻市耐震改修計画【概要版】

耐震改修促進計画とは？

(1) 計画改定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災における住宅・建築物の倒壊等の甚大な被害を受け、同年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定されました。平成25年には東日本大震災における多大な被害の教訓を踏まえ、建築物等の耐震の規制を強化するための法改正、平成31年には大阪府北部地震でブロック塀の倒壊による人的被害の発生を受け、避難路沿線のブロック塀等の耐震診断を義務付けするため法施行令の改正が行われました。

このような動向を踏まえ、本計画の改定を行いました。

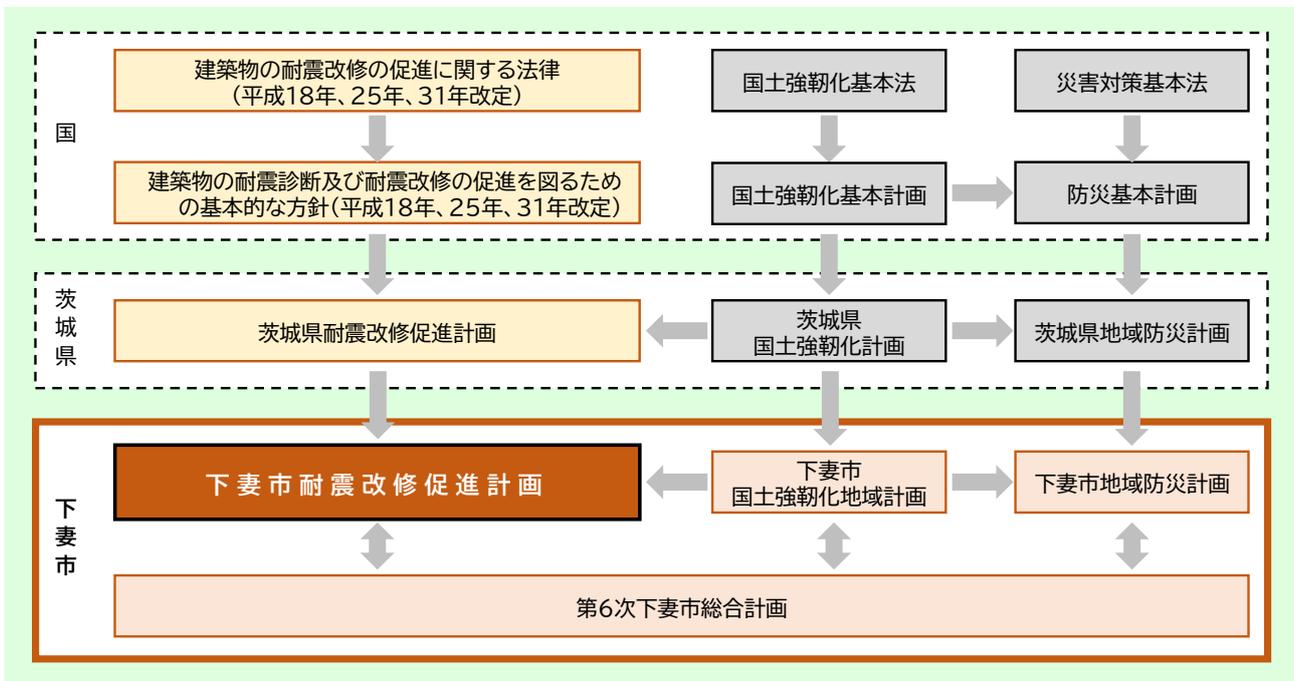
(2) 計画の目的

本計画は、昭和56年5月31日以前の建築基準法の耐震基準で建築確認された市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の安全性の向上を図り、地震災害に対して市民の生命と財産を守ることを目指します。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、法第4条における基本方針、法第5条で規定されている「茨城県耐震改修促進計画」、また「茨城県地域防災計画」や「下妻市地域防災計画」などの関連計画等との整合を図りつつ、本市の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に係る施策の基本計画とします。

また、「国土強靱化基本計画」や「茨城県国土強靱化計画」、「下妻市国土強靱化地域計画」とも整合を図りながら、建築物の耐震化を推進します。



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

なお、国や県の施策の動向や計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

(5) 対象区域

本計画の対象区域は、下妻市全域とします。

(6) 計画の対象とする建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法施行令における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に建築された建築物のうち、耐震性を有していない耐震化の促進を図るべき次の建築物を対象とします。

1) 住宅

住宅は、戸建て及び共同住宅等を対象とします。

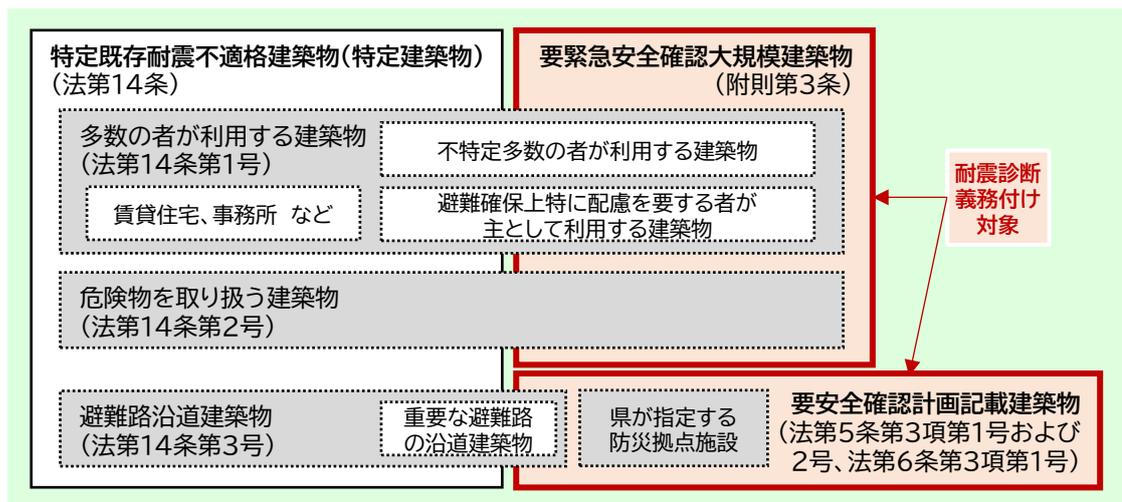
2) 特定既存耐震不適格建築物(特定建築物)

法第 14 条で定められる特定既存耐震不適格建築物（以下、「特定建築物」という。）を対象とします。この特定建築物は次の 3 つのグループに分類されます。

多数の者が利用する建築物	病院、学校、体育館、保育園、事務所、店舗等の多数の者が利用し、政令で定める規模以上の建築物
危険物を取り扱う建築物	政令で定める数量以上の火薬類、石油類等を貯蔵または処理する建築物
避難路沿道建築物	地震災害時に通行を確保すべき道路(緊急輸送路等)を閉塞する恐れのある特定の高さ要件を満たす建築物

優先的に耐震化の促進を図る必要があり、耐震診断が義務付けられている建築物には、「要緊急安全確認大規模建築物」と「要安全確認計画記載建築物」があります。

要緊急安全確認大規模建築物	不特定多数の者が利用する特定建築物、避難確保上、特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物及び危険物を取り扱う特定建築物のうち大規模な建築物
要安全確認計画記載建築物	法で定められた重要な避難路の沿道建築物及び県が指定する防災拠点施設

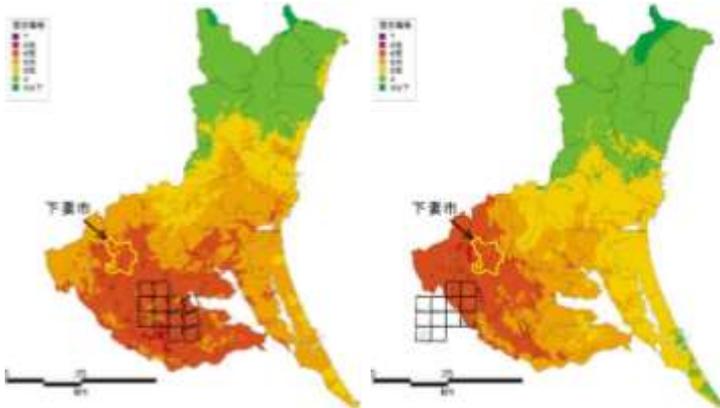


3) 市有建築物

庁舎や学校などの市が所有する建築物を対象とします。

想定される地震と被害の予測

茨城県地震被害想定調査報告書によると、本市における想定最大震度は、茨城県南部の地震及び茨城・埼玉県境の地震の震度6強です。それぞれの地震が発生した際の市内の被害は、茨城県南部の地震では建物被害1,960棟、人的被害290人、茨城・埼玉県境の地震では、建物被害2,060棟、人的被害310人となっています。



図：茨城県南部地震（左）及び茨城・埼玉県境地震（右）による震度分布

表：茨城県南部地震及び茨城・埼玉県境の地震による下妻市の被害想定

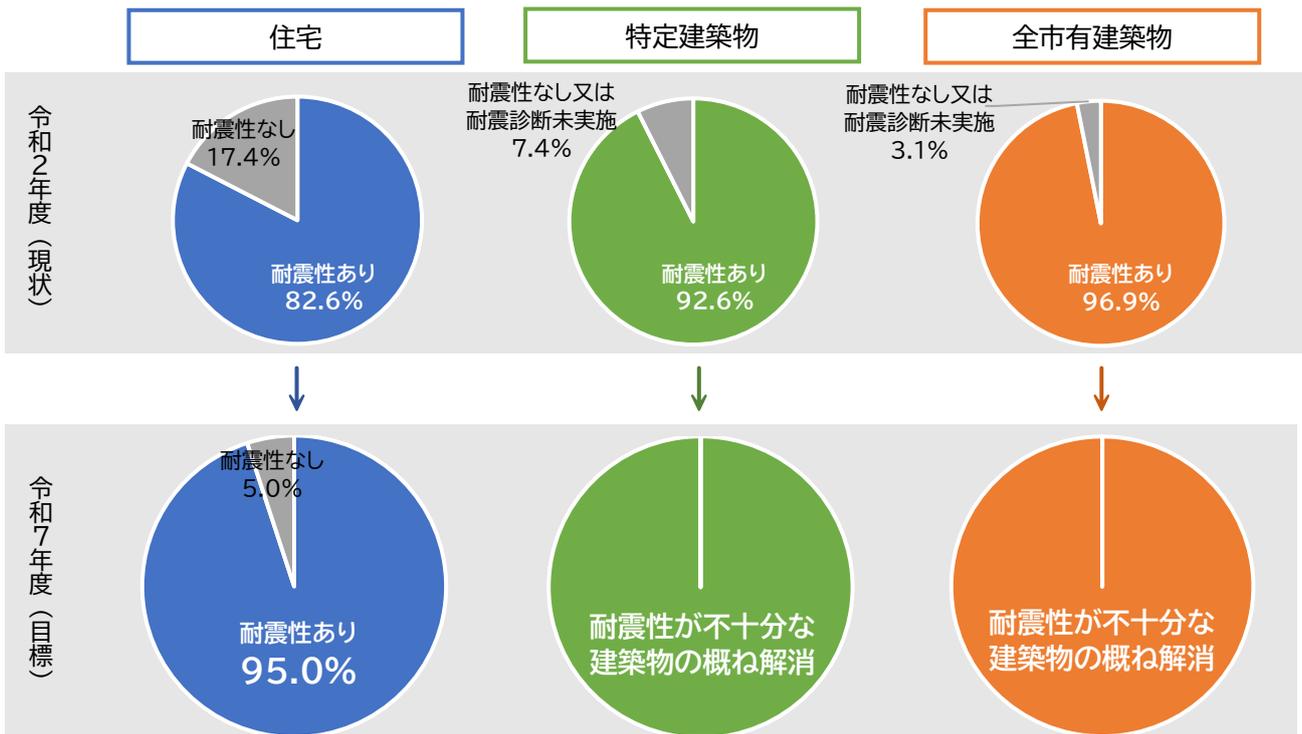
	茨城県南部の地震	茨城・埼玉県境の地震
建物被害(冬18時)	1,960棟	2,060棟
全壊・焼失	360棟	360棟
半壊	1,600棟	1,700棟
人的被害(冬深夜)	290人	310人
死者	20人	20人
負傷者	250人	270人
重傷者	20人	20人

出典：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

下妻市にある建築物の耐震化の現状と目標

国の現時点における耐震化の目標の設定（案）及び本市の耐震化状況を踏まえ、令和7年度までの耐震化目標を下記のとおりを設定します。

対象建築物	耐震化の状況(令和2年度)		耐震化の目標(令和7年度)
住宅	耐震化率 82.6%	→	耐震化率 95%
特定建築物	耐震化率 92.6%	→	耐震性が不十分な建築物の概ね解消
全市有建築物	耐震化率 96.9%	→	耐震性が不十分な建築物の概ね解消



建築物の耐震化を促進するための市の取り組み

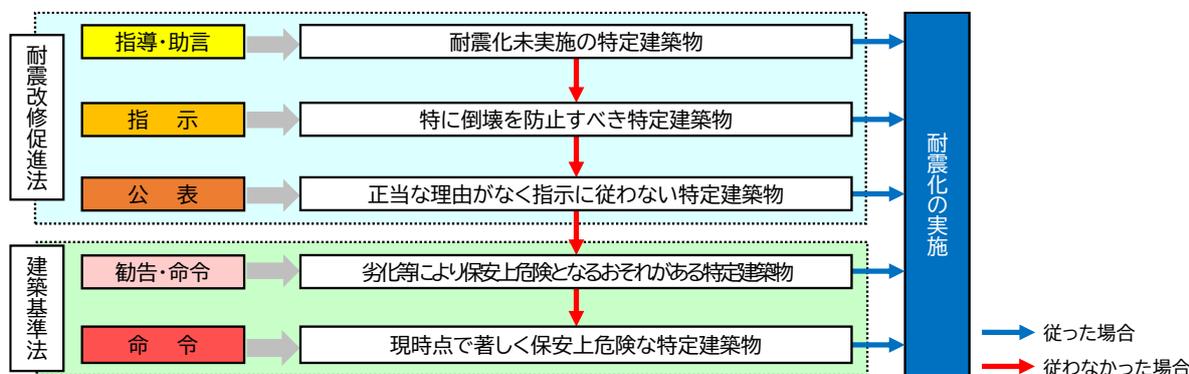
(1) 耐震化を促進するための施策

本市では、住宅及び建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を整備していくことを基本的な取り組み方針とします。また、必要に応じ、県による法に基づく指導や建築基準法に基づく命令等を効果的に活用します。

施策	施策内容
耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・下妻市木造住宅耐震診断士派遣事業 ・下妻市木造住宅耐震改修費補助事業
耐震化を促進するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表 ・安心して相談できる環境の整備
地震時における建築物の総合的な安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等の安全対策 ・室内の安全確保 ・エレベーターの地震対策 ・天井の落下防止対策 ・給湯設備の転倒防止対策 ・配管設備等の落下防止対策
地震発生時に通行を確保すべき道路の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に通行を確保すべき道路の指定 ・緊急輸送道路沿道の安全点検
耐震化を促進するための啓発及び知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備及び情報提供の充実 ・パンフレットの配布・活用 ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導策 ・自治会等との連携

(2) 耐震化を促進するための指導や命令等

市は、所管行政庁と連携し、特定建築物の所有者に対して、法に基づく「指導・助言」、「指示」、「公表」等を行い、耐震診断や耐震改修の促進を図ります。



(3) 関係団体と連携

県内の建築関係団体との連携を図り、建築物の耐震化促進に向けた広報や啓発活動等を実施します。また、特定建築物の耐震化に向けた指導等を推進していくため、所管行政庁と具体的な取り組み方針等について協議・連携を図りながら、建築物の所有者に対し、指導等を進めます。

<お問い合わせ先>



下妻市 建設部 建設課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2 丁目 22 番地
 TEL 0296-43-2111(代表) / FAX 0296-43-2945
 e-mail kensetsu@city.shimotsuma.lg.jp